

速報-(量子重力)論文不正審査被害事件の誤審判決。2018/3/19

素粒子論完成の発端になる論文の不正審査被害民事訴訟で裁判所は露骨な暗黒裁判。

兎も角主役論文の”真偽立証”に踏み込まない、第三者鑑定での弁論再開も却下。

その決定的誤審部分：

(1) **被告の行為が不法行為となるものとは言えない**

真正なる論文公刊を拒絶隠ぺいし、無用な素粒子研究で不正巨額公費支出が

不法でないのか？、J P A R K加速器＝1600億円、年間運転経費100億円、

(2) 被害発生から25年経過で時効と言うが**被害が現在進行形継続中を無視した暴挙！**

告訴人個人も経済的その他甚大被害、公的被害は上記巨額一例でも明白、

(3) 正当な論文を公刊する事は世界的にも無用無駄研究経費削減で貢献。

決定的核心部は被告も裁判所も**該当論文の間違い立証に踏み込まない**、第三者鑑定での弁論再開も却下。そも公判判決2回開廷(30分,1-0分)のみ。証人喚問しない検察と同じ。

付録1:判決文抜粋。

第3 当裁判所の判断(1, 2は原文、3は付録コピーを参照、**太文字赤字**は筆者)。

1 原告は、被告には、前記題2の2の通り本件論文誌に本件論文を掲載する義務があったのに対してこれをしなかった旨主張する。

本件論文誌は平成5年当時、京都大学基礎物理学研究所が一般社団法人日本物理学会と共同で「理論物理学刊行会」として刊行してきた雑誌であり、同刊行会は、投稿された論文を掲載するか否かは編集委員会の方針に従って決定していた(弁論の全趣旨)。

そうであれば、雑誌の編集、発行者として雑誌を編集する自由を有する同刊行会が、編集委員の方針に従って決定すると言うのであるから、投稿されてきた論文を掲載するか否かは、その編集委員の適正な判断に委ねられるべきものであって、編集委員会が、論文の内容によっては直ちに論文の掲載を義務付けることはない。よってその余りの点を判断するまでもなく、**被告の行為が不法行為となるものとは言えない。**

2 仮に何らかの点で被告の行為が不法行為に当たる事があっても、原告が

主張する**不法行為(論文の不正審査による被害)は平成5年頃のものであるから**、本件では、不法行為の時から20年以上経過していることが明らかである。したがって、原告が請求する**民法709条にもとずき損害賠償請求**は、同法724条後段が規定する徐斥期間の経過により消滅したことになる。

3 掲載拒絶論文の再掲載の申し立て拒否では何を化いわんやです。

付録 2 : 判決文 20180319

平成30年3月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 今 川 修

平成30年(ワ)第2号 論文不正審査被害事件

口頭弁論終結日 平成30年3月12日

判 決

三重県熊野市木本町1136番地9

原 告 鈴 木 基 司

京都市北区上賀茂本山京都産業大学理学部万有館1階理学部事務室

被 告 九 後 太 一

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

題名は不正確なので頼んで
ない

第 1 請 求

- 1 被告は、原告に対し、6000万円及びこれに対する平成30年1月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告が著作した「~~RENORMALIZABLE GRAVITY FIELD AS GUAGE ONE IN LINEAR COORDINATE~~」と題する論文を学術論文誌「Progress of Theoretical Physics (理論物理学の進歩)」に掲載せよ。

第 2 請 求 原 因 の 要 旨 (【 】内は被告の認否である。)

- 1 平成5年当時、被告は、京都大学基礎物理学研究所と日本物理学会が共同で刊行している学術論文誌「Progress of Theoretical Physics(理論物理学の進歩)」(以下「本件論文誌」という。)の編集委員の1人であった。【認める。】
- 2 平成5年頃、原告は、「RENORMALIZABLE GRAVITY FIELD AS GUAGE ONE IN LINEAR COORDINATE」と題する論文(甲3。以下「本件論文」という。)を著作し、本件論文誌において掲載するよう求めた。本件論文の内容は、論理的であり、かつ正当なものであるから、掲載されるべきものであった。にもかかわ

らず、本件論文の審査を担当した被告は、正当な理由なく掲載しなかった。

【いずれも否認ないし争う。】

3 前記2の行為により、原告は、本件論文誌に掲載されるに伴い学位を獲得することができず、研究者として就職する機会を失うなど、営業活動上の機会等を喪失した。同損害を金銭的に評価すると6000万円となる。【否認ないし争う。】

4 前記3の損害を回復するためには、本件論文を本件論文誌に掲載することが必要であり、判決によりこれを強制することが相当である。【否認ないし争う。】

5 よって、原告は、被告に対し、①民法709条に基づき、6000万円及びこれに対する本件の訴え提起日である平成30年1月24日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、②不法行為に基づく回復措置として、本件論文を本件論文誌に掲載することを求める。

第3 当裁判所の判断

気に入らない著者ならば掲載拒否も合法と述べてる。

1 原告は、被告には、前記第2の2のとおり本件論文誌に本件論文を掲載する義務があったのにこれをしなかった旨主張する。

本件論文誌は、平成5年当時、京都大学基礎物理学研究所が一般社団法人日本物理学会と共同で「理論物理学刊行会」として刊行してきた雑誌であり、同刊行会は、投稿された論文を掲載するか否かを編集委員会の方針に従って決定していた（弁論の全趣旨）。そうであれば、雑誌の編集、発行者として雑誌を編集する自由を有する同刊行会が、編集委員会の方針に従って決定しているというのであるから、投稿されてきた論文を掲載するか否かは、その編集委員会の適正な判断に委ねられるべきものであって、編集委員会が、論文の内容によって直ちに論文の掲載を義務づけられることはない。よって、その余の点を判断するまでもなく、被告の行為が不法行為となるものとはいえない。

2 仮に何らかの点で被告の行為が不法行為に当たることがあっても、原告が主

張する不法行為（論文の不正審査による被害）は平成5年頃のものであるから、本件では、不法行為の時から20年以上経過していることが明らかである。

したがって、原告が請求する民法709条に基づき損害賠償請求権は、同法724条後段が規定する除斥期間の経過により消滅したことになる。

3 また、原告は、前記第2の4のとおり主張し、論文の不正審査による被害を回復するために、本件論文誌に本件論文を掲載するように求めている。

しかし、本件論文誌は、被告が刊行しているものではない上、平成24年12月末に廃刊となっているから（弁論の全趣旨）、判決により論文の掲載を強制することはおよそ不可能であり、相当性もない。したがって、その余の点を判断するまでもなく、本件論文の掲載を求める原告の請求も理由がない。

なお、不法行為があった場合であっても、当然に、その回復措置として雑誌への掲載を求めることができるものではなく、原告の当該請求の法的根拠自体が不明確である。原告は、その法的根拠として民法723条の類推適用を主張しているとも解されるから、念のため検討する。

民法723条が名誉毀損の場合に原状回復処分を命じうることを規定している趣旨は、その処分により、加害者に対して制裁を加えたり、また、加害者に謝罪等をさせることにより被害者に主観的な満足を与えたりするためではなく、金銭による損害賠償のみでは填補されえない、毀損された被害者の人格的価値に対する社会的、客観的な評価自体を回復することを可能にするためであると解される。しかし、本件は、本件論文の掲載をめぐる問題であって、原状回復を求めるものではなく、このような原状回復処分をもって救済するのに適するとは認められないから、同条を類推適用することもできない。

4 以上のとおり、原告の請求は、その余の点を判断するまでもなく、いずれも理由がないため棄却する。

津地方裁判所熊野支部

実態は廃刊ではなく、看板と経営母体の移動で、責任回避はできない。

裁判官 神 谷 善 英

これは正本である。

平成30年3月19日

津地方裁判所熊野支部

裁判所書記官 今 川



付録3：訴状



訴 状

平成30年1月24日

津地方裁判所 熊野支部 御中

原告訴訟人 鈴木 基司 印

〒519-4323 三重県熊野市木本町 1136 番地 9、電話 0597-70-1367

原告 鈴木基司

〒603-8555 京都市北区上賀茂本山 京都産業大学 理学部物理学科

万有館 1 階 理学部事務室 TEL:075-705-1463

FAX:075-705-1820

被告 九後汰一

論文不正審査被害事件

訴訟物の価額 6000 万円

貼用印紙額 20 万円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、6000 万円及びこれに対する平成30年1月24日から
支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 被告は原告著作論文(甲証3号論文)の学術誌(事件当時被告が編集責任者
であった学術雑誌、物理学の進歩誌)で再公刊すべし
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、鈴木基司であり、被告は、九後汰一である。
- 2 1993年京都大学出版学術雑誌”物理学の進歩誌”編集責任者であった被告は甲3号証論文著作者原告に対し、論理正当な物理学論文公刊を拒絶、不法行為になる。

憲法第十四条

- 一 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 二 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 三 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

→論文不当差別審査=不法行為→社会的政治的経済的損害発生と補償請求権利発生。

公刊に伴う学位獲得、研究者就職所得、出版と印税収入、その他の営業活動上の機会

獲得を阻害、損失結果になった。更にその論文結論が波及(素粒子論基本完成)する無用化した巨額国費研究全般(違法行為)の原告等(物理学会)の隠蔽責任等追及に伴い、不肖勢力(隠蔽を意図する勢力)が1993年以来、今日まで生活-業務妨害に及び原告の身体的-経済的犯罪被害、及び、更に告訴人を援助する可能性を持つ家族-

知人

友人縁戚関係者、支援者等にも不当圧力で生活全般上での不利益と職業上の不利益

、地位喪失等の被害相当を生むきっかけにもなった。

- 3 よって、原告は、被告に対し、訴訟物の価額に基づき、6000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証 拠 方 法

本件は過去民事判例が無いと思われる専門的論文正当性認否が伴いますので裁判処理迅速円滑化の為に基本概要理解方法を事前に述べておきます。

- (1)実は甲 1 号論文(内山 1956)と甲 2 号論文(Faddeev-Popov1967)で素粒子論は本来完成だったが、1号には一箇所間違いがあり、重力だけが”完全な一般ゲージ理論”から外れた。
- (2)裁判対象甲 3 号論文(告訴人 1993)が”その修正”をした。甲 4 号証拠論文(告訴人 1997)は完成された素粒子理論が現実現象と整合する事を提示してる<ダメ押し証拠>、
- (3)以上4個証拠専門論文真偽は甲5,6号証<口頭弁論での証明>で認否判定されます、

(1)素粒子論(場の量子論=力学論)は”作用関数一個”で原理決定。

力学系(素粒子論)の基本情報が運動方程式に等価な作用(汎)関数一個から全部出る。

(2)一般ゲージ場の作用関数は<アイシュタイン内山>-<ファデフ-ポポフ>理論で決定。

*宇宙での全相互作用(電磁力、核力等)は重力から分岐発生した、

その重力場も直交座標系採用故障修理で純ゲージ場になる(1993告訴人証明)。

(4)以下甲7,8,9は素粒子論完成を意味する重要状況証拠の書面証拠、一般人でも一応通読できる内容で、当時の関係者への訴えと、告訴人等への不当圧力と被害複数数の証言が主要、内容的には重複してる文書が多いですが、当時の行政関係者は科学判断が出来なかった。言い換えれば真偽判断責任者=科学者からの真相告発が無かった。

甲号証拠目録<1号~9号>

甲1号証<添付学術論文書面：表題=相互作用の不変理論による解釈>。

その内容は電磁力から核力(弱い力、強い力)と重力まで一つの統一形式理論(一般ゲージ場論)。重力論ゲージ場化未完成は一般曲線座標使用が誤り。故に告訴人論文仕事(甲3号)は内山の統一理論歴史的基礎論文(甲1号証拠)の誤り訂正。

Invariant Theoretical Interpretation of Interaction

R.Utiyama,Phys.Rev.101(1956),1957

甲2号証<添付書面>。

甲3号論文で重力場(統一理論化)も完全一般ゲージ場になる証明、2号は歴史先行して、その一般ゲージ場の量子化(=素粒子論化)を証明したソ連科学者(Faddeev-Popov)の歴史的論文。

Feynman diagrams for the Yang-Mills field

L.D.Faddeev & V.N.Popov, Phys.Let.25B(1967).29.

甲3号証<添付書面>。

理論物理学の進歩誌(京都大学で被告編集責任者)に投稿受理された告訴人の甲1論文誤訂正で素粒子論完成への発端論文<用語誤用があるが本質的でない>。

No3423<表題 = 直交座標系での繰り込み可能なゲージ場としての重力場>

Renormalizable Gravity Field as Gauge one in Linear Coordinate.

submitted to Prog.Theo.Phys(1993/4/15).

* 上記論文の誤訂正箇所 : Renormalizable→Quantizable.

Linear Coordinate→Localized Linear Coordinate.

** 誤用語はあるが、肝心の重力場がゲージ場形式になる証明計算は正しい。

甲4号証<添付書面>。

告訴人の素粒子論(量子重力統一理論)の総合論文、米国物理学会誌投稿受理だが、理由なしで公刊却下<本件同様に不当裁定、民事訴訟希望>。甲3号の追加証明論文。

DJ6420<直交座標系での統一場論としての $SO(N \geq 11; 1)$ ゲージ対称性量子重力力学>

Quantum gravitational dynamics of $SO(N \geq 11; 1)$ gauge symmetry as the unified field theory in linear coordinate.

submitted Phys.Rev.D(1997/9/19).

甲5号証<口頭弁論での証明>。

I : 甲3号証論文正当性の口頭弁論 = 証人喚問による認否判定。

証人(被告)質問事項 ;

(1) 重力場は局所直交座標系で純ゲージ場になる(1993告訴人証明).. 認否判定。

II : 素粒子論完成正当性の口頭弁論による認否判定。

証人(被告)喚問 ;

(2) 素粒子論(場の量子論 = 力学論)は”**作用関数一個**”で原理決定。認否判定。

力学系の基本情報が運動方程式に等価な作用(汎)関数一個から全部出る。

(3) 一般ゲージ場の作用関数は<Einstein-内山>-<Faddeev と Popov>理論で決定。認否判定。

上記(3)の内容要約 :

重力場等価原理(1917) = 局所ロレンツ不変性(1956) = 一般ゲージ不変性(1993)

→ 一般ゲージ場量子化原理(1967) → 量子重力場量子化(素粒子論完成)。

*最終作用関数＝一般ゲージ場の作用関数＋量子化項の作用関数。

*宇宙原初量子重力が後の核力や電磁力、そして巨視的古典重力に分岐転移。

基本的に上記の(1)(2)(3)判定で真偽決定です。以下は追加証明の認否。

Ⅲ:素粒子論完成の”実態証拠<甲3号正当性証拠>”の補強追加認否喚問、

証人(被告)喚問による<甲4号証拠論文>真、偽の認否判定。

証人(被告)補足質問事項；上記(2)(3)のダメ押し、被告が応じれば真偽判定へ

被告担当甲3号論文自身は(b)(c)(d)(e)に直接言及は無いが甲4号が甲3号補強証明になる。

本理論甲3が物理現象実態と整合する以下証拠(a), ..., (e)の全部. 認否判定。

(a) **物資進化。これは甲3号論文でも判る最簡単-最強の証拠。**

$S0(11;1) \rightarrow S0(11) \rightarrow S0(10) \rightarrow SU(5) \rightarrow SU(3) \times SU(3) \times U(1)$ 。

*宇宙原初量子重力が後の核力や電磁力、そして巨視的古典重力に分岐転移。

(b) **宇宙創始力学** { $S0(11;1) \rightarrow S0(11)$ ゲージ場相転移力学での**ビッグバン理論**}。

(c) **巨視的定常近似としてのニュートン重力ポテンシャルの再現。**

(d) **素粒子質量公式<ヒッグス模型は詐欺>。**

(e) **総論**;過去に実験と整合する理論は**素粒子点模型**の標準理論だけです、
本論も標準理論です。超弦理論は誤り、現実に物理現象整合結果が皆無。

甲6号証<甲5号口頭弁論で真偽決着が付かない時の補足証人喚問候補>。

以下は素粒子論完成を意味する重要状況証拠の証人候補。当時告訴人論文を見た当時研究者には素粒子統一理論研究を放棄、他分野への研究転向者が複数出た。

(a) **小島泉氏**：元京都大学数理解析研究所助教授、**現在所属先不詳!**

被告の素粒子論共同研究者、被告語る所では当時(1993)、研究分野を素粒子論から離れ、統計力学分野へ転向との事。彼とは面識なし。

(b) **斉藤暁元**東京都立大学物理学科教授。**現在所属先不詳!**

当時面談前は量子重力(素粒子統一理論)研究者、筆者論文を読んで後、物理数学に転向との事、当時学会上層部等圧力で正面から筆者結論を是認する者皆無、逆説的支持者?!。

(c) **佐藤文隆**元京都大学教授<相対論的宇宙論>。現在甲南大学。

天体核物理に研究分野転向との事、一度京大研究室で会談経験あり、

(d) 因みに告訴人は以下二名のノベル物理学賞研究者に不正を陳情、だが共通して

実験研究者と言う事で「理論は判らない」として責任回避です。

2002年 **小柴昌俊氏**, **横須賀高校卒**(筆者卒)、東京大学

2015年 **梶田隆章氏** 東京大学

甲7号証<添付書面>。

以下甲7,8,9は素粒子論完成を意味する重要状況証拠の書面証拠

米国超伝導超加速器計画の中止ニュース紙面(1993年10月)。

1993年10月米上院は大規模素粒子実験施設＝**超伝導超加速器計画 SSC**を建設半ばで中止、以後建設再開がない。建設費総額1兆2000億円 SSC 目的はヒッグス粒子発見、上院声明は政府予算困窮と言う理由だが、そも始まり当初から赤字、その後米はインターネット景気で経常収支黒字化、だが建設再開声明は今日までない。**1993年春**, 鈴木は京都大学物理学の進歩に重要論文投稿,それが結果的に素粒子論完成へ、この半年後時期タイミングを考慮すれば情報無断盗用は明白。

当時告訴人を差し置いて情報だけが米国に漏れたようです、著作権盗用でSSC担当責任者の**米国政府エネルギー省と米国物理学会**に通信文(米国大使館宛)で賠償請求中<甲8号証>、国内政府関係者等にも不当情報盗用と賠償請求支援を請願した<甲8号証>。なほ聞くところでは肝心の米科学者から再開要請が無かったと言われる<出所文書現在不詳>。

甲8号証<添付複写書面>。

以下は素粒子論完成を意味する重要状況証拠の書面証拠。

米国素粒子実験施設 **SSC** 無用化に供した告訴人の科学情報無断盗用の賠償請求の米政府と国内政府関係者等への陳情誓願書面。

甲9号証<添付複写書面2通(ホチキス合体1本化)>。

以下は素粒子論完成を意味する重要状況証拠の書面証拠。

告訴人及び告訴人に援助加担する可能性ある関係者の**被害を陳述する書面**,
告訴人の業務日誌手帳からの業務事項<本件には無用だが>と事件複数抜粋、
本件事件前(1993)の事件も記載されてしまってます。

附 属 書 類

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 訴状副本 | 各2通 |
| 2 甲1号証、甲2号証、....、甲9号証 (の各写し) | 各2通 |

平成30年(ワ)第2号 論文不正審査被害事件

原告 鈴木基司

被告 九後汰一

訴状訂正申立書

平成30年1月29日

津地方裁判所熊野支部民事部 御中

原告 鈴木基司 印

上記当事者間の頭書事件について、原告は、次のとおり、裁判官の指摘に従い訴状を訂正する。

第1 請求の趣旨,第3項目に於いて、

「3 公刊拒絶論文(甲証3号論文)の学術誌公刊(物理学の進歩誌)との判決並びに仮執行宣言を求める。」とあるのを

「3 被告は原告著作の公刊拒絶論文(甲証3号論文)を**物理学の進歩誌**(事件当時、被告が編集責任者であった学術雑誌)で公刊せよとの判決並びに仮執行宣言を求める。」と訂正する。

第2 請求の権利根拠について請求原因の事実と法的根拠の補充。

(1)事実:原告著作の公刊拒絶論文(甲証3号論文)は学理上において本質的に論理正当であり、間違いがない以上は学理上で公刊拒絶理由がない。当時の論文では用語上不備もあったが、被告編集者は問題にしなかった。むしろこの理論が完成に向かう一層の証拠論証を求めたので甲4号論文が後に書かれた事実もある。

(2)法的根拠：学理上で公刊拒絶理由がないとすれば、非学理上の理由となり、これは日本国民に於いて**社会的関係**〈論文出版とそれに伴う公知化利益追求行為〉に於いて差別待遇を禁じた**憲法第十四条第一項に違反する。**

一 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、**政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。**

ずばり申せば、原告は学会関係者等に不都合な科学真相を知る者(**信条,社会的身分又は門地**)として排除差別が本質です。以下は推論となるが問題となる**非学理上の理由**とは、本論文結果成果である過去の重大論文の誤箇所訂正が**素粒子科学の実質的な完成**を意味し、其の結果、**失職、及び実験施設建設での将来利益喪失等**を恐れた学会関係者等が編集責任者被告に圧力をかけて隠蔽共謀行為になったのと強く推測されます。背後に被告が知る共犯者が居ることです。

以上を請求原因の補充とします。

付録4：原告訴状に対する被告の答弁書。

事件番号 平成30年(ワ)第2号
原告 鈴木基司
被告 九後太一



平成30年2月26日

答 弁 書

津地方裁判所熊野支部 御中

住 所 〒603-8555 京都市北区上賀茂本山
京都産業大学理学部 万有館一階
理学部事務室(送達場所、就業場所)
被 告 九後太一

第1 請求の趣旨に対する答弁

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めます。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 請求の原因第1項に記載の被告名「九後汰一」は間違っています。原告が訴えたい被告が私だとすると、正しくは「九後太一」です。
- 2 請求の原因第2項は、不正確・不適切な事実認識と、それから敷衍した間違っただ推測に基づく不当な主張が展開されており、全て否認します。個々の字句についての詳細な意見は、次の第3 被告の主張 の項で述べます。
- 3 請求の原因第3項は、間違っただ事実認識に基づく請求であり根拠がありません。

第3 被告の主張

- 1 先ず、請求の原因第2項の前半部、最初の2行に書かれた「事実」が唯一、私を被告とするこの訴えの根拠らしいので、その事実誤認について説明します。

原告が“物理学の進歩誌”と呼んでいる学術雑誌は、正式には“Progress of Theoretical Physics”という英文雑誌で、ここでは我々の略称「プロGRESS」

を使わせて頂きます。

i) 「プロGRESS」は、正確には、故湯川秀樹博士が作られた非営利の任意団体「理論物理学刊行会」が刊行してきた雑誌で、原告の書いている「京都大学出版学術雑誌」ではありません。(全部で6-7名いる)編集委員の殆どは京都大学の理学部や基礎物理学研究所の教授・助教授ではありませんが。

ii) 「編集責任者であった被告」とありますが間違っています。被告は問題とされている1993年当時、編集委員の一人ではありませんが、編集委員長ではありません。

「プロGRESS」に投稿されてきたすべての論文は、先ず編集委員会で担当編集委員を決め、担当編集委員が、国内外の当該分野の研究者から査読者を決めて査読を依頼し、その査読報告に基づき担当編集委員が掲載の可否を判断し、編集委員会でその論拠と共に報告します。付議の上、編集委員会が論文の掲載・不掲載の最終決定を行いますので、たとえ担当編集委員といえども恣意的な決定は出来ません。また、公正を図るため、こういう学術誌の常として、個々の論文に対しての査読者および担当編集委員の名前は、編集委員会の外部には非公開です。

その掲載・不掲載決定の著者への通知ハガキは、編集委員長の署名を付けて編集委員会名で出されます。

したがって、万が一、「プロGRESS」への投稿論文の掲載・不掲載決定によって何らかの法的責任が問われるような場合があったとしても、その「編集責任者」は編集委員長以外にはありません。この形式的な点だけから言っても原告が私を被告として訴える根拠はありません。

iii) 最後に、この訴状の最も核心をなす、「論理正当な理論物理学論文公刊を拒否、不法行為になる。」との主張ですが、これにも全く根拠がありません。

上述のように、この論文に限らず「プロGRESS」に投稿されてきた論文は全て公正な学術的・専門的査読審査過程を経て、編集委員会で掲載・不掲載が決定されていますので、「論理正当な」論文が誰か一人の編集委員の恣意的な意図で掲載を「拒絶」されることはあり得ません。いわんや編集委員全員が共謀して特定の正当な論文を不掲載にするということもあり得ません。

原告の論文甲3号証が編集委員会で不掲載決定がなされた、ということは、その内容が学術的に間違っている、あるいは掲載に値する程の意味ある内容を含まない、と判定されたということです。これが学術的に正しい判定であることは、現在でも、専門の研究者のどなたに査読を依頼しても直ちにわかることであり、係争点にすらなり得ません。

ついでながら、原告が甲3号証論文の「追加証明論文」と称している甲4

号証論文には、投稿先の米国物理学会の Physical Review 誌からの「刊行に相応しくない」という不掲載決定の手紙のコピーが付けられています。Physical Review 誌も一流学術誌ですので、不掲載決定は当然ですが、原告が自らの論文の質を疑わせる証拠を自ら付ける、というのも不思議な事です。また、肝心の甲3号証論文に対する「プロGRESS」からの不掲載決定通知ハガキのコピーが証拠として提出されていないのは更に不思議な事です。それには編集委員長の署名があるはずです。

- 2 請求の原因第2項の後半部分、「公刊に伴う学位取得、研究者就職所得、…」以降は、原告の独りよがりの推測であり、被告との関連は全くありません。

原告の甲3号証論文がまっとうな学術誌に公刊されることはあり得ないと思いますが、たとえ公刊された場合でも、それで原告が「学位が取得でき、研究職に就職出来たはず」と思うのは、今日、極めて優秀な若手研究者たちが、国際的学術誌に多くの論文を刊行し、国際会議で何度も口頭発表していても、なお、研究職に就くことは困難である、という厳しい状況を日々目の当たりにしている私としましては、原告の現実認識が非常に甘いと思わざるを得ません。さらに「出版と印紙税収入、その他の営業活動上の機会獲得を阻害、損失結果になった。」と続くのは、全くの想像の産物であります。

それに続く「更にその論文結論が波及（素粒子論基本完成）する無用化した巨額国費研究全般(違法行為)の原告等（物理学会）の隠蔽責任等追求に伴い、」の部分、正確な文意をとりかねますが、おそらく、【原告の理論が世に出れば、現在巨額の国費を使ってなされている実験的・理論的研究が無用になる。そうなると被告（原告は誤り）や物理学会は自分の存立基盤が危うくなって不都合なので、原告の論文を隠蔽しようとしている。被告等（物理学会）の隠蔽責任等を原告が追求したところ、】と言いたいようです。原告は自分の理論が素晴らしい最終理論だと思いこんでいるようですが、全くの見当違いです。そして被告や物理学会が原告の論文を隠蔽しようとしている、との主張だとしますと、そのような事実は全くありません。

さらに続けて「不肖勢力（隠蔽を意図する勢力）が1993年以来、今日まで生活—業務妨害に及び、原告の身体的—経済的犯罪被害、及び、更に告訴人を援助する可能性を持つ家族—知人友人縁戚関係者、支援者等にも不当圧力での生活全般上での不利益と職業上の不利益、地位喪失等の被害相当を生むきっかけにもなった。」とありますが、ここで触れられている不肖（不詳？）勢力なるものは被告の私にとっては存在するかどうかさえも全く感知するものでなく、いわんやそれが原告や家族・知人・縁戚者・支援者達の生活や業務を妨害・圧迫をしているなど知る由のないところです。

第4 その他

この訴えの原因事実は、25年も前の1993年の原告の「プロGRESS」(Progress of Theoretical Physics)誌への投稿とそれに対する不掲載決定、にあります。しかも原告は、不掲載決定された論文の「プロGRESS」での公刊を要求しています。しかしながら、実は、2012年12月末日に、理論物理学刊行会は解散し、「プロGRESS」の刊行は終了しました。従いまして、原告の請求の趣旨の第3項の請求は、存在しない学術誌への掲載を要求していることになり今や意味をなしません。日本物理学会は、「プロGRESS」の後継誌として位置づける新しいオンラインのOpen Access 雑誌“Progress of Theoretical and Experimental Physics”を2012年より刊行していますが、あくまでもそれは新しい刊行主体による新しい雑誌であって、古い「プロGRESS」に関する訴訟に対して如何なる法的義務も責任も負うものではありません。

最後にもう一点付け加えます。原告の鈴木基司氏が「プロGRESS」に投稿してきたのは1993年のこの論文だけでなく、その後も何回かありましたが、一度も掲載決定になったことはありません。初期の頃に、原告の理論の問題点などについて議論をしたいと、京都大学理学部物理学教室の当時の私の研究室に「プロGRESS」の編集委員の一人としての私を訪ねてきました。その時は、物理学の議論は拒むものではないので真面目に対応し順々に説明しましたが、いくら論理立てて説明しても全く理解しようせず、自分の主張をくり返すだけでした。私は、それ以降、原告と物理学の議論は出来ないとわかりましたので、面会を基本断ってきましたが、物理学会で顔を合わせたり、京都大学の研究室に押しかけて来たりして仕方なく会うことも何度かありました。私が京都大学の定年後、現在の京都産業大学に移動してからは、原告に私の研究室の場所や電話番号も知られないようにしていましたが、つい2-3ヶ月か前に理学部事務室に電話を掛けてきて、私の研究室につながせました。私が「会って話をすることは無い」と強く断ったにも拘わらず、原告は速方(神奈川?)から京都産業大学の理学部事務室に押しかけてきました。事務の人が困って私に電話で助けを求めましたので、仕方なく理学部事務室前で原告に会いましたが、私は「電話で言ったように何も議論したくない、すぐに帰ってくれ」と言ったところ、口論になったということがありました。そういう経緯のあとでの今回の訴訟です。

そういう事情がありますので、私個人の住所や電話番号などの情報は原告に伝わらないようご配慮頂ければ幸いです。

付録5：被告答弁書に対する原告反論(準備書面).

平成30年(り)第2号 論文不正審査被害事件

原告 鈴木 基司

被告 九後 太一

平成30年3月8日

津地方裁判所熊野支部民事 御中

原告 鈴木 基司 印

準備書面

頭書事件について次のとおり主張します。

以下は被告答弁書の名目数字に従い反論等が書かれます。

1 i, ii :

京都大学出版でない、論文編集責任者でないという指摘は是認します、だが論文審査担当者は被告であり、筆頭責任は逃れません。

その証拠に論文拒絶に伴う京大研究室抗議複数回訪問(1993～)では被告が抗議受付に出て居ます、この事実は答弁書でも認めています。

しかるに、この論文内容以上の超える進展した議論<宇宙創始(相転移)にかかわるリー代数論等>で当時の原告に**研究援助**をしています。後の原告の進展した理論開発上で有効でした。詳細は口頭弁論で延べます。本訴訟本質は素粒子論完成を隠蔽する**物理学会素粒子部門全部**(末尾**その他 a:**)にある、**名目筆頭賠償責任者(被告)**と**損害賠償実質支払者**は別途考慮が必要です。賠償額は高額、**関係責任者全員**<ノーベル賞受賞素粒子研究者+素粒子部門全員>の身分所得相応責任分担<無用研究での不当利益>にすべきとの十分に被告情状を考慮した大型判決を希望します。

1 iii : 被告主張では論理正当でない論文との主張は虚偽証言になります。

専門語ですが、等価原理重力場(内山理論)が局所直交座標系では純粋な一般ゲージ場になり、一般曲線座標使用の内山理論の誤認修正で結果的に、素粒子論完成につながる純数学計算には間違い無い事は(被告も)第三者証言でも可能です。被告がこの計算間違いのない証言がなければ次回までに第三者証言(鑑定人)を準備せねばならず、**鑑定申出書**も用意します。

米国物理学雑誌 Physical Review 誌では「**刊行に相応しくない**」と言う一言で拒絶されてる指摘は事実です<甲 4 号証>。

だが本来拒絶論文には”具体的誤認事項の記載”がなければならないので米物理学会も不当論文審査では同罪です。<過去現在と是正請求してますが、相手は一途沈黙が現状です>。本件でも具体誤認指摘は皆無でしたが後に原告自身が用語誤訂正してます。

補足として原告はDr 学位を当時も今もないです。が、返答書面では原告名にわざわざDr つけてる部分に留意ください、出鱈目にDr を使用すると違法です。彼らも当時 1993 年の原告身分は相当承知してるからこそ、拒絶論文です<米系企業退社後、原告と一部米有力勢力との関係が悪い>。詳細は口頭弁論でも述べてよいです。

2 : 原告訴状 = 公刊に伴う学位獲得、研究者就職所得、出版と印税収入、その他の営業活動上の機会獲得を阻害、損失結果になった。

被告との関連はないとの主張部分ですが。本件論文は素粒子論完成に直結する内容で、通常論文とは異なる甚大影響を無視している事は不当。国内 JPARC と呼ぶ素粒子加速器建設も無用、1600 億円公金無駄も防げた。言い換えれば素粒子論完成では困るので論文不正が起きたのであり、これは訴状証拠資料から状況証拠多数を提出してる通りです、特に決定的は米国 12000 億円の通称 S S C 素粒子実験計画の完成途上での中止(1993 年 10 月)<甲 7 号証>です。本件論文投稿は同年 4 月頃です。

原告訴状 = 不肖勢力(隠蔽を意図する勢力)が 1993 年以来、今日まで生活-業務妨害に及び原告の身体的-経済的犯罪被害、及び、更に告訴人を援助する可能性を持つ家族-知人友人縁戚関係者、支援者等にも不当圧力での生活全般上での不利益と職業上の不利益、地位喪失等の被害相当を生むきっかけにもなった。

この部分に関し原告も被告が直接関与とは思えないが、起きた事件多数は事実で(現在なおも原告作業妨害が進行中)、長期苦痛が判らないですか
事実は原告訴状の証拠書面通りです<甲 9 号証>、

一度論文が世界公認になれば止めます。

第 4、その他。

プログレス誌が名前変更で過去に責任がないとすれば、**名前変更で誰もが無責任**できるでは法治国家にならず、不当な主張です。

なほ研究室訪問で全く理解せずは逆で、被告も原告指摘で気づいた研究対象事象もあり、当時の抗議訪問は前述のごとく**実態共同研究の一面**も確かでした、この事は原告が書いた過去の書面やネット上記事にも記載があります。
<甲 10 号証>.

被告指摘通り、被告とは情報交換を過去一環して切望しましたが、問題が S S C 等の半ば隠れた政治問題化した時点頃(1995)から様相が一変して、困難度合いが極度に高まったのは事実です。しかし不法行為に及ぶ様な事情は原告にはなく、逆に被告側が不法行為隠蔽を強要されてるのだと見ます(末尾**その他 b:**)。今後の口頭弁論で経過事情等を述べてもよいです。

その他(原告からの後書き)：

a：自己虫素粒子研究者多数は現状維持で首になりたくないの一途！！

なぜ素粒子研究者になる？、一つは数理手法解析の妙味、他一つはメダルが欲しい？
金稼ぎ苦勞を知る一般サラリマンと異なって社会的連帯希薄の坊やか？？、

1997 年千葉県での物理学会素粒子部門非公式会合で、非会員身分ながら 5 分の許可を得て素粒子部門研究者ほぼ全員がそろり会場で一発公式**<物質進化式>**を黒板に書き、素粒子論完成を発言した<専門家はこの式一発で判る>。その会場反応はと言うとほぼ全員が口裏合わせ如くブーイング、この反応で原告は言葉を失い、一瞬静寂？が、その時会場から「そんな事ではだめだ！」、見ると被告の九後氏、**怒れ騒げ**という意味だったと後から悟りますが、2010 年同じく岡山で、東大某教授が素粒子論の一部門=**超弦理論の歴史の特別講演**、その趣旨はほぼ悲観論で、若手にもう止めろの暗示か、最後の質疑応答で、若い人だけ指名と教授、原告老人鈴木は怒って素粒子論完成を宣言、会場は混乱、演壇に迫り、教授に抗議開始だが、聴講者は一斉に会場

散会、この二件で判る事は研究者多数は現状維持で首になりたくないの一途！！、
無用公費浪費責任感覚がないのです。お灸をすえないと温室研究者自己虫は治らない
のかもしれない。社会的科学行政の意味でも本件裁判は重大である事を理解願いたい。

b:真正科学者を脅迫して科学真理を捻じ曲げる！

本件の隠れ核心部です、どの様に科学者を脅迫して科学真理を捻じ曲げるのかの
重大問題は口頭弁論で述べたいと思います、当局に関係者全員の身辺警護をお願い
します。原告鈴木がこれまで生きてこれた理由ですが、一つは表には出さないが、
情報だけはタダ取りという不穏勢力が日本国内でも力をもってるからです。
その詳細は原告サイト=777true.net に書かれています・

*甲 10 号証：

原告サイト//

日本&海外物理学界が隠蔽した物理学上の基礎事実リスト(2007/10/28)2/6 ページ

<http://www.777true.net/phys-hidden.pdf>

*斜体下線部分は今回(2018/03/09)原告が加筆。

④量子重力力学=QGD (1993/4~1997)：左項目をクリックで参照。

1956年に内山は電磁力、弱力、強力、重力統一形式の一般ゲージ場理論 3)を確立、
但し重力場だけは一般相対論呪縛により、曲線座標系での記述が完全統一の障害に
あった。筆者は上記②成果から真なる理論が必ず公理系で演繹証明される視点から
QGDに疑問、3)論文を検証中に、直交座標系では完全なゲージ理論範疇にある事を
発見。当時既にFaddeev.Popovにより一般ゲージ場量子化法も確立しており、
SO(11;1)統一場論に到達。九後教授(京大)支援もあり、純ゲージ場動力学過程としての
SO(11;1)→SO(11)相転移 big.bang 宇宙創始論も得たが公刊無し。本質的に素粒子論は
標準理論で完成終わり。

☞：本件初回投稿は93年春、秋に米国の総額12000億円の超伝導超加速器計画SSCが米上
院で中止決議、財政難と言う理由だがSSC当初から財政難、目的のヒッグス粒子捕獲の虚偽
がQGD発見で密かに知れた事による。筆者は文部省を通じて情報無断盗用を直訴したが、
逆に以後経済封鎖の沙汰。素粒子に質量付与機能すると言う触れ込みヒッグス粒子だがQ
GDでは電場と電荷相互作用と類似に縦波凍結
ゲージ場(最低エネ)と素粒子の一般ゲージ相互作用と言う自然な形で質量エネルギー mc^2
が決定。

付録6：弁論再開申立書。

平成 30 年(ワ)第2号 論文審査不正被害事件

原告 鈴木基司

被告 九後太一

弁論再開
~~異議~~ 申立書

平成30年03月12日

津地方裁判所熊野支部民事部 御中

原告 鈴木基司 

上記当事者間の頭書事件の平成30年3月12日第1回口頭弁論期日において、
裁判長の本件主題である原告の証3号論文の真偽判定の鑑定請求に対し、拒絶回答
は甚だしく当事者間の公平を著しく害するものであるから、異議を申し立てる。

弁論再開の理由
1. その他、

第一回公判(事前通知では3月12日午後1時半開始、実際は10分程度遅れて)の
15分前に原告は準備書面提出(そも答弁書受領は3月7日で準備期間は1週間も
ない)であり、裁判官は準備書面を十分に精査する時間(30分?)がないはずである。
第一回公判は訴状と答弁書の原告、被告の確認作業と次回公判日決定通知¹⁾で終わ
るべきを、いきなり証拠調べの口頭弁論に進行。果ては30分程度の裁判時間(しか
も本件主題の論文真偽議論を避けてた余談ばかりで)で次回判決言い渡しでは原告
勝訴の確信が持てないです。

¹⁾原告のネットでの民法関連情報調査ではそう書かれてました。

2. 提出書類, 甲10号証, 甲11号証の写し.

付録7：鑑定申出書。

平成30年（り）第2号 論文不正審査被害事件

原告 鈴木 基司

被告 九後 太一

平成30年3月8日

津地方裁判所熊野支部民事 御中

原告 鈴木基司 印

鑑 定 申 出 書

頭書事件について、次のとおり鑑定の申出をします。

第1 証明すべき事実

局所直交座標系使用で、等価原理重力場(内山理論)は純ゲ-ジ場になる。

*参考資料<複写資料添付>。

甲1号証：***Invariant Theoretical Interpretation of Interaction***

R.Utiyama,Phys.Rev.101(1956),1957

上記論文の誤箇所訂正が以下論文です。

*誤り箇所；一般曲線座標系では重力場は純ゲ-ジ場にはならない。

@：論理学対偶命題としての証明。

純ゲ-ジ場になれば、それは一般曲線座標系でない<直交座標系>。

第2 鑑定事項

添付資料筆者論文、

甲3号証：**No3423<表題=直交座標系での繰り込み可能なゲージ場としての重力場>**

Renormalizable Gravity Field as Gauge one in Linear Coordinate.

submitted to Prog.Theo.Phys(1993/4/15).

*誤訂正；局所直交座標系では重力場は純ゲ-ジ場になる。

第3 鑑定申請原告からの要望。

素粒子部門研究者全部が実質的な被告なのであり、彼らに鑑定依頼は猫に魚の番を頼むに等しいです、もっと言えば物理学会大勢は反被告姿勢で味方を得るのが難しかったです、更に言えば大学研究機関全部が反被告姿勢です。だが深真層を知る密かな支持者は多数います。

i:素粒子部門大学院生。

素粒子論は標準理論の延長として本質的に完成<最終的な統一理論>しており、非標準理論研究者は間違い研究に学費と時間を浪費、**彼は本件真相隠蔽被害者でもあり**、彼ら現状は無用無意味な研究で将来を無駄にします。

その意味で有志にて鑑定志望者あらば最善でしょう。無論。彼らには半日～数日の**検算仕事**で決着します。

***補足**：素粒子論基礎は完成しますが、基礎完成承知の上での残務整理的な仕事はあり得ます(高齢研究者)。応用分野等でも仕事はあり得ます。

****標準理論**；付録2を参考。

ii:統計力学(理論)分野研究者

しかるに物理部門で**統計力学(理論)分野研究者**が居ます、彼らも方法論的に同手法を使うので分かる人は鑑定可能でしょう。

iii:数学者

数学者で有意志の方も可能、なぜならば内容は純計算が実態だからです。

iv:数理工学者

その意味では**工学者<通信情報工学,自動制御等,..>**も数学が得意な人が多いので可能です。

v:民間研究所等での数理科学研究者が望ましいかもしれません。

例えばNTTは各地に有力な研究所研究者を多数抱えています。

原告個人としてもこれから関係者に打診してみます・

付録1：重要な原告の参考事実：

1993年当時原告は場の**量子論基礎論(素粒子論の基礎力学)**は承知してましたが、本件主題の量子重力論には基本的には素人、その素人原告鈴木は以下の内山論文を1993/2月に入手、4月に誤訂正証明に到達です。

R.Utiyama,Phys.Rev.101(1956),1957

相応の計算ができる方ならば誰もが鑑定人になれます。

付録2：標準理論<実数0の秘密>...気楽に読み流しで結構です。

素粒子を体積の無い点と仮定する理論で、実験整合する唯一理論。ノーベル賞以後の湯川博士等の体積のある素粒子論は完成した実例が過去にない・

{電磁気力、原子核で働く弱い力、強い力}の素粒子相互作用理論、

理論と実験が整合した既成派理論、だが過去に”重力だけは理論不備”だったが、今回の本件でそれも統一理論になりました。

***実数0の秘密<理解不能?にこそ真相がある!>:**

常識では0は無です。となれば素粒子は無になる、この矛盾こそが科学を惑わせた真因、実は数学上の誤解にその起源があります。

その真因は無限大にあります、以下は実数0の定義です、

1/1,1/2,1/3,1/4,.....,,,1/n,.....

ここでnを大きくすれば、いかなる小さい数字よりも小さくできる。

ある小さい数字よりは小さくできないなどという事がない。

それ故に無限大では0が証明される、ところで

無限大は有限確定でない!!・我々は有限確定以外は”理解不能”!!

確定でない $1/n = 0$ *は右辺左辺が等しいのだから無と確定できるのか

と言う主張も正しい。→矛盾の発生。→素粒子はビリヤド玉の小さいそれではないです。

無から生まれて、有になる前に破裂する泡?!。

煮え立ったカレー鍋の表面のランダム発生の泡ぶくに類似です。

さて論理学に従えば矛盾発生が起こると何でもありになる。

*A と not A が同時に真だと任意命題 B も真になる<定理>.

**憲法の戦犯天皇1条。戦争放棄9条で日本は法矛盾破綻してる。

素粒子のランダム確率生成消滅する真空場はかように矛盾世界!。

***光子の裁判(ノーベル賞朝永信一郎<素粒子標準理論>)の判決。**

一個の素粒子は壁に空いた二つの穴を同時にすり抜ける。

これも常識では矛盾になるが、泡ブク不連続瞬時空間移動を想定。

となれば何でもあり、全知全能世界になる<神の存在>。

なぜこんな事を言うか、0体積素粒子模型でないと都合が悪い。無限並行宇宙論では極微小真空に無限個の素粒子を收容する必要があるからです。

本件理論延長で判った一つは宇宙は一個でなく、無限にある。我ら銀河系宇宙以外に見えない別次元に別宇宙が吾々のすぐ隣で無限にある。

<真空空間は無ではなく、真逆の何でもあり世界>。

$$0 = (1-1) + (2-2) + (3-3) + (4-4) + (5-5) + (6-6) + \dots$$

*真空の逆=物質世界(目に見える観測可能世界)ではAが起これば絶対に not A は同時には起きない無矛盾秩序世界。

さてこの世に生まれて幸福な人、不幸に生まれた人さまざまに不平等を神に抗議する人が絶えない。だが<何でもあり世界>を考えると神はすべてに平等であり、あのアインシュタインが述べた**神はサイコロを投げない**は一個宇宙では偽であり、その究極=全超宇宙に於いて真実です。

神、死生観、平等は吾々の物質世界法秩序社会形成で重大事です。